中小企業ステップアップ事業

<円滑化法終了対策>

ご案内

京都府と京都商工会議所では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業ステップアップ事業」制度を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ったみなさんが 25 年度に 実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成25年4月15日(月)~平成25年12月20日(金)まで

※ 但し、補助金は予算の範囲で交付するため、予算に達し次第、締め切ります。

【申請書の提出先】

中小企業応援隊である京都商工会議所の経営支援員を経由して京都商工会議所へ 提出

【申請要件】

京都商工会議所の中小企業応援隊員である経営支援員の支援を受けている中小企業等

京都商工会議所

【円滑化法終了対策】

平成25年3月に「中小企業金融円滑化法」の延長措置が終了した事を受けて実施するもので、金融機関からの借入や返済条件変更等に際して提出が求められる「経営改善計画」の策定や、経営改善の取組について、専門家派遣など同計画の策定に係る費用の一部を補助するものです。

1 対象事業所等

●京都市内に事業所等を有する下記の中小企業等

【中小企業等の範囲】

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- ※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。
- ※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。
- ※一部対象とならない業種もありますので、お問合せ下さい。

	① 条件変更中の中小企業等
対象企業	② 条件変更を今後行う中小企業もしくは経営改善に重点的に取り組む
	<u>必要がある中小企業等</u>

2 補助対象事業

1 受付期間に係る事業実施期間

項目	開始	終了	
受付期間	平成 25 年 4 月 15 日	平成 25 年 12 月 20 日	
事業実施期間	平成25年4月 1日	平成 26 年 1月31日	
実績報告書提出期間	事業終了から 10 日以内		

【対象外】

- ・当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- 同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、 又は受ける事が決まっている場合

3 補助金の内容

1 補助率 10分の10

2 補助金の内容

項目	対 象	1 補助事業所等当たり上限
円滑化法終了対策	中小企業等	100,000円

[※]交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものです。「事前着手届」提出の事業であっても、交付決定日以降の請求・支払が対象となります。

項目	対 象 経 費		
円滑化法終了対策	① 専門家派遣など経営改善計画策定・実施に係る経費		
	② 経営改善に向けた取組事業の経費		

- ※専門家派遣については、別途実施要領を参照してください。
- ※専門家は経営革新等支援機関の認定は問いません。

【注意事項】

- ※補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が 発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手した取組(事業)については、「事前着手届」 の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組(事業)であっても、交付決定日以降の請求・支 払が対象となります。
- ※人件費、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他の公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。
- ※②「経営改善に向けた取組事業の経費」について、単純な機器導入は対象外です。

<具体例>

- ◆経営改善に向け、知恵の報告書作成を目指す取組に係る経費
- ◆経営改善に向け、就業規則を改正するための専門家の支援に係る経費
- ◆経営改善に向け、専門家による社内研修を実施する費用(但し、単なる研修は不可)等
- ※その他詳細は担当の経営支援員にお問い合わせください。
- ※補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

4 応募手続き

(1)申請書の提出先

提出先	管轄行政区	所在地	電話番号
洛央支部	上京区、中京区、下京区、	京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6460
	東山区、山科区	京都商工会議所 1階	075-212-0400
次志士如	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11	075-611-7085
洛南支部	用区、1人兄区	増田組第2ビル 1階	075-011-7085
洛北支部	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町 6	075-701-0349
冷心之部	北区、生泉区	アトリエフォー 1階	075-701-0549
洛西支部	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町 13	075-314-8771
		西院くめマンション 1階	070-314-8771

(2) 提出方法

- ・平成 25 年 12 月 20 日(金)までに、担当の経営支援員を通して申請先に提出してください。
- ・申請書を持参して頂く場合の受付時間は、平日の午前9時~午後5時までです。
- ※ 但し、補助金は予算の範囲で交付するため、予算に達し次第、締め切ります。
- (3)提出書類(原本1部を提出)
 - 補助金交付申請書
 - 事前着手届(交付決定前に事業を開始される場合は提出してください)
 - •「経営改善計画」の実施に係る費用を申請される企業等は、経営改善計画書の写しを ご提出ください。
 - ※交付申請書等は、支援を受けている担当の経営支援員にお申し出ください。
 - ※印が必要な申請書に押印があることを確認してください。

5 結果の通知

- ※交付決定通知は、申請内容を審査のうえ、文書により担当経営支援員を通して各申請者 に審査結果を通知します。
- ※補助金は、予算の範囲内で交付するため、交付されることになった場合にも希望された 金額の全てに応じられない場合があります。
- ※補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払いとします。

6 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後速やかに実績報告書を担当の経営支援員を通して京都商工会議所に 提出してください。また、請求書、領収書等明細がわかる資料及び成果物の添付が 必要です。
 - ※本補助金で策定された経営改善に関する計画書類(写)を添付してください。
- (2) 京都商工会議所において実績報告書を受理後、取組(事業)及び経費を審査の上、 補助金額を確定し通知します。
- (3) 補助金の支払いは精算払いですので、事業終了後、速やかに補助対象経費の支払いを済ませてください。

7 問合せ先

	管轄行政区	所在地	電話番号
洛央支部	上京区、中京区、下京区、	京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6460
冶关文品	東山区、山科区	京都商工会議所 1階	073-212-0400
洛南支部	南区、伏見区	京都市伏見区京町北7丁目11	075-611-7085
合用文品 	用区、八兄区 	増田組第2ビル 1階	075-011-7065
洛北支部	北区、左京区	京都市左京区下鴨高木町 6	075-701-0349
冷心文型		アトリエフォー 1階	075-701-0349
洛西支部	右京区、西京区	京都市右京区西院巽町 13	075-314-8771
		西院くめマンション 1階	013 314-6111